

論文の内容の要旨

論文題目 近代日本・中国・タイにおける妾をめぐる法的諸問題に関する一研究

氏 名 西田 真之

本論文は、近代東アジアにおいて独立国の地位を保持しながら法の継受を行った日本・中国・タイの3カ国を対象として、各国で近代以前に法的及び社会的に認められていた妾が近代法継受過程でその法的諸問題についてどのように議論されたのか、という問題意識の下、これら3カ国の妾を取り巻く法的及び社会的状況について相互比較を行う研究である。日本・中国・タイの3カ国は、近代期に独立を保持していたという点で共通しているのみならず、中国やタイでは間接的に日本からの法継受を行う動きをみせており、また中国とタイの間でも法学者の交流があったことから、近代東アジアでの近代法継受の一端を探る上で共通の土壌が形成されていると言え、これら日本・中国・タイの近代法史を比較検討する意義があると考えられる。こうした観点から、本論文では各国の妾をめぐる諸問題を切り口として、比較検討を行うものである。

序章では、本研究の意義や先行研究を整理した上で、各国の法学書籍や裁判事例、新聞や雑誌のメディア媒体を活用し、当時の妾に関する法的側面と社会的側面を概観することを説明する。本稿で意味するところの「妾」とは、同居・別居を問わず、ある男性が正式な婚姻儀式や手続きにより関係を結んでいる妻以外に、そうした儀式・手続きを経ることなく双方の許諾や同意の下で性行為及び扶養関係を有している女性、と定義する。日本・中国・タイでは近代法典では一夫一婦制を明文化し、重婚の禁止規定を置き、1人の男性と1人の女性との婚姻形態を原則とすることとし、妾を有する行為や夫と妾との関係は法的に保護されることはなかった

一方で、法文解釈では依然として夫が妾を暗に有することを認める規定も盛り込まれていた。こうした妾に関する規定として注目されるのが、民法上は重婚の禁止規定及び夫の蓄妾行為があった場合に妻側からの離婚請求として認められ得たのか、という夫婦の離婚事由の問題であり、刑法上は夫と妾との関係が重婚罪、或いは姦通罪として罪に問われ得るものと見做されていたのか、さらに「親属」或いは「親族」が規定されている条文の法的効力が妾にも及んでいたのか否か、ということが問題となることから、こうした条項について各国の草案や法典での規定の変遷、さらには当時の法学者がどのように当該規定を意識し解釈をしていたのか、という点、またメディアの論稿で具体的にどのような問題が意識されていたのか、ということに焦点をあてることを説明する。

第1章「近代日本における妾」では、近代日本での妾をめぐる諸問題を論述する。法文として、重婚の禁止規定が民法及び刑法の草案より置かれ、一夫一婦制を明文化している一方で、夫が妾を有することは法律上禁じられていなかった。その根拠として挙げられるのが夫婦の離婚事由をめぐる規定である。当初の民法草案では、姦通を事由とする離婚事由が夫婦平等に規定されていたが、明治民法典では妻が姦通を犯した場合には夫側の離婚事由となるのに対し、夫は姦淫罪により刑に処せられない限り妻側の離婚事由とならない、と規定されたことにより、夫が妾を有していたとしても妻側の離婚請求は認められないこととなった。また刑事上も、夫と妾との関係は婚姻関係とは見做されないために重婚罪として罰せられず、姦通罪に関してもその処罰対象は妻のみであったことから、夫が妾を有していたとしても処罰されることはなかった。但し、こうした法文は、法学者の間、さらには社会でも広く問題として取り上げられ、法文の是正を求める意見や、法文の解釈として夫の蓄妾行為を妻に対する侮辱行為として見ることで、妻側からの離婚請求を柔軟に認める見解が述べられるようになり、判例でもその点が認められるようになった。これは、メディアの中で妾及び妾を有している男性に対する厳しい視線が注がれていたことも背景として見ることができる。一方で、夫を姦通罪の処罰対象に含めることに関しては、慎重な意見が示されていた。姦通罪を男子にも適用し、男女間の差を撤廃する意見も主張されてはいたが、法学者を中心にこうした夫婦間の差についての是正は民事上で足りるのであり刑法上はこれを平等とすべきではない、或いは男女を共に処罰しない方向へと変えるべきである、との見解が説かれ、依然として夫が妾を有することが暗に認められる状態は継続していた。

第2章は「近代中国における妾」と題し、近代中国における妾の状況を概観する。中国でも、民法及び刑法の規定で重婚を禁じていた。夫婦の離婚事由規定について見るならば、夫婦間で

姦通を理由とする離婚事由が草案の段階では区別され、夫の納妾に対する妻の離婚請求が認められていなかったが、施行された民法典では男女平等の規定がなされた。また、刑法上の姦通罪をめぐる規定は、当初は妻のみが処罰されていたが、法的問題や社会的に見た妾制の害悪といった観点から議論され、最終的には男女とも姦通罪の処罰対象となる規定が置かれたことで、法律上は夫の納妾行為は民事・刑事双方の問題として扱われ得ることとなった。判例でも妾をめぐる状況の変化が確認できる。というのも、民国初期では妾との関係が認められるための判断基準が示されていたが、徐々に夫の納妾行為は男女平等原則や一夫一婦制にも違背する行為として見做される見解が説かれ、妻の離婚請求権が認められてゆくようになった。各種新聞・雑誌でも、廃妾のための具体的な法律の草案が検討されている点からも、社会の妾制に対する厳しい批判が窺われる。しかしながら、依然として妾を家属の一員として認め得る条文が民法典に設けられていたことや、刑法典の姦通罪をめぐる規定の変遷について見るならば、姦通罪が男女双方の罰則規定となってからは刑期が短くなっていること、姦通罪の時効が大幅に短縮されていることから、夫側の処罰を可能な限り軽いものにしようとしていた姿勢が垣間見え、妾制を積極的に排するものとはなっていなかった。それは、メディアの論稿では妾との関係を実質的には重婚状態と異なるものではないと述べられていたにもかかわらず、具体的な事例ではその関係を重婚として見做すことはなかった点からも確認できる。

第3章は「近代タイにおける妾」とし、タイでの妾を取り巻く問題について論述する。タイでは、近代以前の社会では複数の妻を有することが認められていたが、法典編纂の過程で一夫一婦制の議論がもたらされることとなった。民商法典家族法に関する規定で見ると一夫一婦制を明文で定めることとはなったが、厳格な一夫一婦制へと転換していた訳ではなく、重婚の概念が法典の中に盛り込まれず、仮に重婚の状態が形成されたとしても、裁判所の決定が無い限りはその婚姻関係が無効とされることは無かった。夫婦間の離婚事由を規定する条項では、妻の姦通は夫側の離婚請求事由となることが規定されたが、夫側の姦通行為については妻の離婚事由とはなっていなかったことから、夫の蓄妾行為を依然として容認し得ることとなっていた。また刑法典では、現存する刑法草案を見る限りでは重婚罪及び姦通罪の規定が設けられることはなく、夫側に対する処罰は想定されていなかった。判例では夫が正式な妻以外の女性とも関係を有している事例が少なからず見受けられるが、夫と妾との関係そのものが妻側からの離婚事由とは認められていなかったことが窺える。一夫一婦制の採用をめぐる議論については、20世紀初頭より国王や議員も含め、新聞でも盛んにその是非が取り上げられ議論がなされ、そこでは文明国に倣い一夫一婦制を主張する論稿も見られたが、多くの論者が一夫一婦制論議の

先送りや婚姻の際に夫が登録できる妻の人数を1人としながらも妾の登録までは排さない形で、一夫多妻制と一夫一婦制を併用させる意見が積極的に説かれていたことから、タイでは妾の存在を肯定する見解が根強かったことが分かる。

最終章では、これら3カ国における近代期の妾を取り巻く状況について、比較検討を試みる。まず、日本・中国・タイの相似点として、何れの国でも近代法典を整える際に、夫と妻との関係のみを認める一夫一婦制の原則を盛り込んでいたものの、他方で法文の解釈により夫が正式に娶った妻以外の女性と関係を有することを許容し、妾制を維持するための方法が消極的ながらも残され、ある種の一夫一婦容妾制が採られていたことが挙げられる。社会における廃妾論の影響も受け、裁判の事例では夫が妾を有した場合に妻側からの離婚請求を拡大して認めるようにはなっていたが、刑法上の側面では夫に対する刑事罰は回避させようとしていたこと、つまり法学者の意見を中心に特に民事法規の夫婦平等化には賛同が示されていたものの、刑事上では夫に刑事罰を加える等して法文上厳禁とすることには消極的な姿勢が堅持されていたことがあった点から描き出し得る。社会的動向を見ると、一夫一婦制を評価し、廃妾論が説かれていた。こうした各国の廃妾論の背景には、対外的な関係から一夫一婦制の夫婦関係を文明国の指標と考え、それを実行すべきものとして捉えていたことがその共通項として挙げられるが、各国の置かれていた事情を比較検討するとその相違点が浮かび上がり、各国の対内的な要因というのでも検討しなければならないことが示される。文明国の仲間入りをするために一夫一婦制の確立を主張することも無論重視はされていたが、それぞれ各国内での議論を整理すると各国特有の議論もあり、複合的な要因による廃妾論の議論の高まりということにも留意する必要があると言えよう。